

阿南市カローリング協会会則

(第1章)総則

(名称)

第1条 本会は阿南市カローリング協会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会はカローリング競技を通じて、健康作りと健全なコミュニケーションスポーツとして、カローリングの普及及び振興を図ることを目的とする。

(第2章)事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 指導員及び審判員の育成。
- 2 地域組織の育成強化と拡大。
- 3 講習会及び研修会の開催。
- 4 教育、行政、福祉、スポーツ等関係機関に対して普及をはかる。
- 5 県内の各種競技会の開催及び支援、交流会等への参加と誘致及び支援。
- 6 広報活動、研究調査及び資料作成。
- 7 日本カローリング協会徳島県支部との連携及び支援。
- 8 その他、本会の目的達成に必要な事業。

(第3章)会員

(会員)

第5条 本会員は、阿南市内の職場や地域等で構成するカローリング団体及び本会の目的に賛同する個人も会員とする。

(第4章)役員

第6条 本会に次の役員をおく。

顧問	若干名
会長	1名
副会長	3名
理事	若干名
監事	2名
会計	1名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次の通りとする。

- 1 会長、副会長は理事会の中から互選する。
- 2 理事、監事、事務局、会計は会長が任命する。

3 顧問は会長が委嘱する。

(役員を選出)

第8条 役員職務は次の通りとする。

- 1 会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、これを代行する。
- 3 理事は総会の議決に従い、会の業務を執行する。
- 4 監事は財務を監査する。
- 5 会計は、事務局を兼務し、事務、会計を統括する。
- 6 顧問は、会長の諮問に応じる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。補欠または増員によって選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(第5章)会議

(総会)

第10条 総会は役員及び会員によって構成し、年1回以上会長が招集する。

- 1 総会は本会の最高決議機関である。

(理事会)

第11条 理事会は会長、副会長及び理事によって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(議会の決議)

第12条 本会における全ての議事は、出席者の過半数の同意を得て決定する。

- 1 可否同数のときは、議長がこれを定める。

(第6章)会計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費・協会入会費・返納金・事務収益・寄付金・補助金等によって賄う。

(会費等)

第14条 本会の会員は、総会で定める額を納入しなくてはならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(第7章)罰則

(罰則)

第16条 本会の目的を逸脱する行為、暴言・暴力等の行為を行った時は理事会にて競技の一定期間の停止、脱会等の処分とする。

(第8章)附則

(規約の改廃)

第17条 本規約の改廃は総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ

ならない。

(細目)

第18条 この規則に定めるものの他、必要な細目は理事会が定める。

(規約の実施)

第19条 この規則は、平成20年4月1日より施行する。